

所得税、市県民税の申告はお早めに！

正しい申告と納税にご協力ください！

問い合わせ▶市税課

■申告書は1月下旬に発送します

申告書は、昨年の状況に基づき、申告が必要と思われる人へ1月下旬にお送りします。もし届かない場合は、申告相談会場か市税課でお受け取りください。なお、給与所得の人で還付申告の場合、申告用紙は送っていません。また、所得税の確定申告書については国税庁ホームページから取得することもできます。

■申告書は自分で書いて郵送を
申告期間中、申告相談会場は大変混雑します。

市役所では、年末調整を終えて、医療費控除の申告をされる人の確定申告書(還付申告書)の書き方説明会を開催します。詳しくは、本紙1月1日号5ページをご覧ください。

また、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「所得税の確定申告書等作成コーナー」で、所得税の確定申告書が簡単に作成できます。ここで作成した申告書をプリントし、必要書類を添付すれば、そのまま税

務署へ提出することができます。確定申告書A様式及びB様式のどちら

も利用できますが、分離課税など申告内容によっては利用できない場合があります。

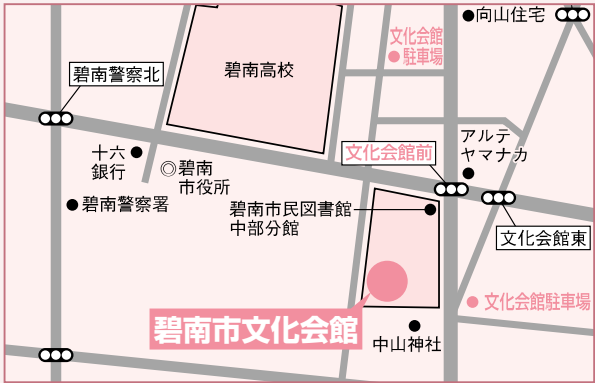
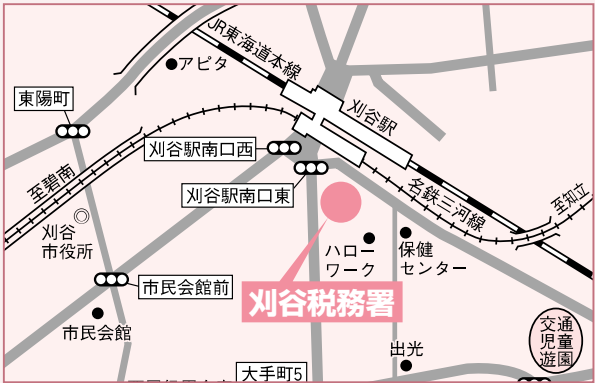
なお、ご自身で作成した申告書は、郵送でも提出できます。刈谷税務署(〒48-8523 刈谷市若松町1丁目46番地1)へ郵送してください。※市県民税の申告書を提出する人は、返信用封筒をご利用ください。

ここに記載した内容は基本的な事項についての説明です。詳しくは、刈谷税務署(☎216211)、市役所市税課、または申告相談会場でお尋ねください。

また、市役所会場は特に混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお出かけください。駐車はなるべく市役所西会館(旧婦人会館)周辺または市役所正面(ダイエー跡地)の駐車場をご利用ください。

確定申告会場

確定申告会場は、昨年と同様、刈谷税務署及び碧南市文化会館の2会場です。お近くの会場へお出かけください。



	刈谷税務署	碧南市文化会館
開設期間	2月1日(木)～3月15日(木)(土・日曜日、祝日を除く。 ただし、2月19日(水)・26日(水)は開設)	2月16日(木)～3月15日(木)(土・日曜日を除く)
開設時間	午前9時～午後5時	午前9時30分～午後4時

※刈谷税務署の臨時駐車場が、同税務署の西と南の2か所に変更となりました。J A あいち中央刈谷支店は利用できませんのでご注意ください。

出張申告相談会場、市役所相談会場の日程

(開設時間 午前9時～正午、午後1時～4時)

月 日	会 場	対 象 地 区	月 日	会 場	対 象 地 区
1月27日(金)	二本木公民館	二本木、美園、緑、二本木新	2月10日(金)	作野公民館	今池、住吉、篠目、井杭山、池浦
1月31日(火)	南部公民館	和泉、根崎、石井	2月13日(月)	J A 桜井支店	小川、東、姫小川、野寺、寺領、木戸、藤井
2月1日(水)	南部公民館	東端、城ヶ入	2月14日(火)	J A 桜井支店	桜井、藤野、堀内
2月2日(木)	北部公民館	橋目、柿碓、尾崎、宇頭茶屋、東栄、今本	2月15日(水)	東部公民館	新田、弁天、新明、三別、平貴
2月3日(金)	北部公民館	里、浜屋	2月16日(木)～ 3月15日(木) (土・日曜日を除く)	市役所大会議室 (本庁舎3階)	市内全域
2月7日(火)	西部公民館	箕輪、福釜			
2月8日(水)	西部公民館	高棚、榎前			
2月9日(木)	安祥公民館	上条、西尾、東尾、河野、古井、東新、浜富、東明			

※市役所では2月15日(水)までは受け付けできませんので、お間違えのないようお願いします。

①次に該当する人は刈谷税務署または碧南市文化会館へお出かけください。

- 営業等所得、農業所得(お知らせ額の人を除く)、不動産所得がある場合
- 住宅借入金等特別控除を申告する場合
- 土地、家屋、株式等の譲渡所得、先物取引による雑所得がある場合
- 贈与税、相続税、消費税を申告する場合

②出張申告相談会場及び市役所会場で確定申告をする人は、申告書の第2表をご自身で記入していただきます。記入を終えた人から順に番号札を配り、受け付けを行います。

申告が必要な人は？

以下の所得がある人	以下に該当する人
営業、農業、その他の事業所得	給与のほかにも所得があった
家賃、地代などの所得	2か所以上からの給与を受け取った
生命保険契約などに基づく満期及び解約などの所得	所得税の源泉徴収をされていない日雇い賃金などを受け取った
株式などの配当所得(上場株式などの配当などを除く)	公的年金(厚生年金、国民年金、共済年金)などの所得があった人で、社会保険料などの控除を受ける
土地、建物などの譲渡所得	

※上記以外の所得があった人で申告が必要となる場合もあります。

申告に必要なものは？

申告書(事前に郵送された人は忘れずにお持ちください)
収入金額のわかるもの(源泉徴収票など)
国民年金保険料の控除証明書(今年から添付が義務付けられました)
生命保険・損害保険の控除証明書
所得から差し引かれる社会保険料(国民健康保険税、介護保険料など)の支払金額がわかるもの
配偶者控除、配偶者特別控除を受ける場合で、配偶者に収入がある場合は、その所得金額のわかるもの(源泉徴収票など)
筆記用具・電卓・認め印・昨年の申告書の控え
還付口座(本人名義)の金融機関名、支店名、口座番号のわかるもの(所得税が還付になる場合)



■**タッチパネルのご利用を**
市役所に2月16日(休)から3月15日(休)まで(土・日曜日を除く)、音声案内に従い、画面の該当箇所を押すだけで税額が自動計算され申告書が作成できるタッチパネルを設置します。簡単に操作できますのでぜひご利用ください。

●**利用できる人**
給与所得のみの還付申告をする人で、
①医療費控除を受ける人
②中途退職した人
③2か所以上からの給与所得がある人
④年末調整漏れの所得控除がある人

■**広域申告受付センター開設**
同センターでは、申告書用紙の交付、申告書の提出(仮収受のほか、パソコンを利用した確定申告書の作成ができます。

詳しくは、名古屋国税局のホームページ(<http://www.nagoya.nta.go.jp/>)または、名古屋国税局個人課税課(☎052(951)3511)へお問い合わせください。

●**とき**
2月20日(月)～24日(金)午前9時30分～午後5時
●**ところ**
金山南ビル1階(金山総合駅南口横) ※駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。

■**国民健康保険税・介護保険料の納付額証明、農業所得のお知らせ額は担当課から個別にお送りします**
前記の納付額証明書やお知らせ額の通知は、申告書とは別に、該当する人へ市役所から直接お送りしますので、申告の際は忘れずにお持ちください。なお、国民年金については、市では控除証明書の発行ができません。申告には領収書、振替通知書などをもちってください。

●**問い合わせ**
国民健康保険税と介護保険料(市に納付した人) ↓ 国保年金課 ※ 介護保険料が年金から引き落とされる人は、源泉徴収票に納付額の記載があります。
農業所得のお知らせ額 ↓ 市税課
国民年金保険料 ↓ 刈谷社会保険事務
所 国民年金課(☎21(2)111)

平成18年度から、市県民税の内容が変更されます

表2 公的年金等控除の縮減 (a)×(b)－(c)＝(雑所得)円

公的年金等に係る雑所得の速算表				
年金を受け取る人の 年齢	(a)公的年金等の収入金額の合計額	(b)割合	(c)控除額	
65歳未満	(公的年金等の収入金額の合計額が700,000円までの場合は、所得金額はゼロとなります)			
	700,001円～1,299,999円	100%	700,000円	
	1,300,000円～4,099,999円	75%	375,000円	
	4,100,000円～7,699,999円	85%	785,000円	
	7,700,000円～	95%	1,555,000円	
65歳以上	平成17年度 まで	(公的年金等の収入金額の合計額が1,400,000円までの場合は、所得金額はゼロとなります)		
		1,400,001円～2,599,999円	100%	1,400,000円
		2,600,000円～4,599,999円	75%	750,000円
		4,600,000円～8,199,999円	85%	1,210,000円
		8,200,000円～	95%	2,030,000円
	平成18年度 から	(公的年金等の収入金額の合計額が1,200,000円までの場合は、所得金額はゼロとなります)		
		1,200,001円～3,299,999円	100%	1,200,000円
		3,300,000円～4,099,999円	75%	375,000円
		4,100,000円～7,699,999円	85%	785,000円
		7,700,000円～	95%	1,555,000円

平成17年度と平成18年度の変更点

平成17年度	平成18年度
均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻の均等割非課税措置の廃止に伴う経過措置で、均等割の半額が課税＝2000円	均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻の均等割非課税措置の廃止で、均等割の全額が課税＝4000円
老年者控除＝48万円	廃止。 ただし老年者控除と重複適用できなかった寡婦(夫)控除が適用される場合あり。下記の表1を参考。
公的年金等控除の縮減	左記の表2を参考
定率控除 所得割額の15%(上限4万円)	定率控除額の変更 所得割額の7.5%(上限2万円)
老年者非課税制度 65歳以上で所得125万円以下の人は非課税	老年者非課税制度の廃止(ただし、以下の経過措置あり) 平成17年1月1日現在において65歳以上で平成17年中の所得125万円以下の人＝所得割額・均等割額の3分の2を減額

表1 寡婦(夫)控除

寡婦(女性)	死別・離婚	扶養親族等有り	寡婦控除＝26万円
		合計所得金額500万円以下で扶養親族の子有り	寡婦控除(特別)＝30万円
	死別	合計所得金額500万円以下	寡婦控除＝26万円
寡夫(男性)	死別・離婚	合計所得金額500万円以下で所得38万円以下の生計を一にする子有り	寡夫控除＝26万円